

(令和6年4月1日適用)

○松阪市競争入札心得

(目的)

第1 松阪市(上下水道部を含む)の契約に係る競争入札を行う場合における取り扱いについては、松阪市会計規則、松阪市契約規則、松阪市建設工事執行規程その他の法令に定めるもののほか、入札参加者は、この心得の内容を十分理解して入札に参加してください。

(入札保証金)

第2 工事請負、業務委託その他請負契約の入札保証金は、契約規則第8条第3号の規定により免除とします。

(入札公告等、業務内容及び契約約款の確認)

第3 入札参加者は、入札公告、仕様書、図面、契約書の条項及び現場等を確認し、当該入札案件の入札条件や契約条件など十分理解したうえで入札に参加するようにしてください。入札案件について疑義があるときは、公告等に記載されている期限内に質問書(公告番号、工事等件名、商号又は名称、担当者氏名、電話番号等を記載したもの。)を提出してください。当該質問への回答は、原則として、書面で行います。

2 入札参加者は、入札書を指定の日時までに所定の方法により提出しなければなりません。入札書の提出期限及び方法については、案件ごとに公告等によりお知らせします。

3 電子入札システムにより入札参加する場合には、入札書は、その入力画面において作成し、公告に示した時刻までに電子入札システムにより提出してください。

(入札の辞退)

第4 入札参加者は、開札前までは、いつでも入札を辞退することができます。入札の辞退については、入札方式により取扱いが変わりますのでご注意ください。なお、入札の辞退が認められた方が、その辞退を理由として以後の入札について不利益な扱いを受けることはありません。

(1) 電子入札案件の場合であって、入札書の送付前に辞退するときは、電子入札システムにより辞退の届出をしてください。入札書の送付後及び入札書の送付期限後に辞退するときは、契約担当者の承諾を得て入札辞退届(指定様式)により届け出てください。

(2) 郵便入札案件の場合は、入札辞退届を提出してください。

(3) 入札辞退届を提出するときは、一旦FAXを送信し、その後に本書を持参してください。

2 入札期間を超過し入札書(電子入札書を含む。)が未到着の場合は、当該入札を辞退したものとして取り扱います。この場合は、入札辞退届の提出は不要とします。

3 入札の辞退が相次ぎ入札参加者が1人になったときは、入札の執行を中止することがあります。

4 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができません。

(公正な入札の確保)

第5 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。
- 4 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、誓約書の徴収並びに積算内訳書の徴収などを行うことがあります。
- 5 前項の談合情報に信憑性があると認められるときは、公正取引委員会へ通報のうえ、入札を中止することがあります。
- 6 契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約者から、契約金額の 100 分の 20（又は 100 分の 30）に相当する額を損害金として徴します。なお、契約履行後に入札談合の事実があったと認められたときにおいても同様です。また、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分についても賠償を請求します。

（入札の中止等）

第 6 松阪市総務部契約監理課長が、次の各号いずれかに該当すると認めたときは、入札を延期又は中止することがあります。

- （1）談合等、不正行為の事実がある場合又は恐れのある場合
- （2）天災その他やむを得ない理由による場合
- （3）入札参加者がいない場合
- （4）公告又は設計図書・仕様書等に誤りがあった場合
- （5）その他適正な入札の執行ができない恐れのある場合

2 前項の場合における入札参加者が要した費用は、参加者の負担とします。

（入札の無効）

第 7 次の各号のいずれかに該当する場合の入札は無効とします。

- （1）法令及び松阪市契約規則（平成 17 年規則第 64 号）に違反したとき。
- （2）入札参加の資格が無くて入札したとき。
- （3）入札書に記名押印の無いとき（電子入札案件にあっては、記名押印に相当する電磁的の記録が無いとき。）。
- （4）入札書を封筒に 2 枚以上入れた入札や、封筒表紙の件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- （5）入札価格及び氏名その他入札に関する要件を確認しがたいとき。
- （6）他の入札者の代理を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたとき。
- （7）入札執行前に予定価格を公表した場合において、当該予定価格を超える金額で入札したとき。
- （8）入札執行前に予定価格を公表した場合において、当該予定価格の 100 分の 10 以下の金額で入札したとき。
- （9）発注公告で積算内訳書の提出を示した場合に、その積算内訳書が入札書に同封（郵送）又は添付（電子入札システムを使用）されてなかった入札及び、入札書の金額とその同封（添付）された積算内訳書の金額が異なったとき。

(10) 前各号のほか、市長が定める入札条件に違反したとき。

(入札書等の取り扱い)

第8 提出された入札書は、開札前も含め返却することはできません。入札参加者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合があります。

2 入札書に記載された金額から算出した契約希望金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとしめます。

(開札立会人)

第9 入札参加者は、松阪市建設工事入札事務取扱要綱第13条に規定する開札立会人2名が開札に立ち会わなければなりません。ただし、電子入札案件においては選定しないこととする。

(落札者の決定)

第10 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者としめます。ただし、工事請負、業務委託その他請負契約の入札では、最低制限価格を設ける場合があります。最低制限価格を下回る価格で応札したときの入札書は落札外となります。

2 最低制限価格を設ける場合は、松阪市契約規則により予定価格の100分の92から100分の60までの範囲内としめます。なお、最低制限価格の算出方法については、松阪市ホームページの「入札の広場」から掲示板にある「入札システムのご案内」でご確認ください。最低制限価格の設定の有無は、公告等で確認することができます。

3 入札結果については、松阪市のホームページ（入札の広場）でお知らせしめます。ただし、落札者の決定に審査が必要なときは、開札後すぐに決定せずいったん保留したあとに決定することがあります。なお、落札者には、電話等でその結果について通知しめます。

(入札回数及び再度入札)

第11 入札回数は1回となります。

2 開札をした結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、参加資格要件を見直し、再発注するものとしめます。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、原則として開札当日に当該入札者によるくじ引きを行い落札者を決定しめます。なお、くじ引きを辞退することはできません。

2 都合により来庁できない事業者またはくじ引きに応じない事業者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない本市の職員が代理でくじ引きを行いますが、その結果に対して異議の申し立てはできません。

3 第1項により、電子入札案件によるくじ引きの場合は、電子入札システムにより行うものとする。

(契約保証金)

第 13 落札者は、契約を締結する際には契約規則第 3 1 条に規定する契約保証金（契約金額の 100 分の 10 以上）を納付しなければなりません。なお、設計金額 500 万円未満の契約を締結する場合は、同条第 1 項第 3 項の適用にあたり、契約履行証明書の提出等により契約保証金を免除することができるものとします。

2 金銭的保証では履行保証として十分でないため役務的機能を求める契約の場合は、公共工事履行保証証券に係る保証（かし担保特約を付したものに限る。）で、契約保証金は、契約金額の 100 分の 30 以上となります。

（契約書の提出）

第 14 契約書作成する場合において、落札者は、市長が締結の時期を別に指定した場合のほか、契約を締結する旨の通知を受けた日から 5 日以内に契約書を提出してください。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札者は、その契約を締結する意思がないものとみなします。

3 前項の場合及び落札者が契約を辞退した場合には、松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領別表第 1 の 5 項を適用します。

4 議会の議決を要する契約では、仮契約書により仮契約を行います。この契約は、議会で可決されたときは、自動的に本契約となります。なお、次に掲げる場合には、発注者は仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すことができるものとし、仮契約の締結後であれば仮契約を解除できるものとします。

（1）会社更生法に基づく更正手続開始の申立てがなされた場合又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合

（2）松阪市から松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合

5 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を提出しなければなりません。

（異議の申立）

第 15 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書の条項及び現場等についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできません。

2 入札心得に定める規定により、落札決定を取り消した場合又は契約（仮契約を含む。）を解除した場合は、市は一切の損害賠償の責を負いません。

3 入札において、落札者（候補を含む。）とならなかった参加者の中に結果として無効な応札をしたものが含まれていても、落札者決定事務を妨げないものとします。

（現場代理人及び主任技術者等）

第 16 請け負った建設工事現場に置く主任技術者及び監理技術者は、建設業法第 26 条、第 26 条の 2 及び第 26 条の 3 に規定するものでなければなりません。

2 現場代理人は、松阪市の技術職員等名簿（雇用が確認できる証明書を添付）に登録されたもので、当該契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りをおこなわなければならない。ただし、市長が工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、連絡体制が確保されると認めた場合は、現場代理人の工事現場における常駐

を要しないこととすることができます。

（入札公告等と入札心得が不一致の場合の取り扱い）

第 17 入札公告及び仕様書等に入札心得の記載事項と一致しない表記があった場合は、入札公告及び仕様書等の表記を優先します。